

議案第54号

木津川市水道事業給水条例の一部改正について

木津川市水道事業給水条例（平成19年木津川市条例第196号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和元年8月29日提出

木津川市長 河井 規子

提案理由

「水道法の一部を改正する法律（平成30年法律第92号）」が令和元年10月1日から施行され、指定給水装置工事事業者の指定の更新制度が設けられることに伴い、所要の改正を行うものです。

木津川市条例第 号

木津川市水道事業給水条例の一部を改正する条例（案）

木津川市水道事業給水条例（平成19年木津川市条例第196号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「指定をした者（）」の次に「法第25条の3の2に規定する指定の更新を受けないことにより失効となった者を除く。」を加え、同条第4項中「第5条」を「第6条」に改める。

第10条第1項及び第2項を次のように改める。

指定給水装置工事事業者の指定又は指定の更新を受けようとする者は、管理者に指定又は指定の更新を申請することができる。

2 指定給水装置工事事業者の指定又は指定の更新については、手数料を徴収する。

第33条第1項第2号中「指定」を「指定又は指定の更新」に改める。

第37条第1項中「第5条」を「第6条」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

参考資料（議案第54号）

木津川市水道事業給水条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

(新)	(旧)
第1条～第8条（略） （工事の施行）	第1条～第8条（略） （工事の施行）
第9条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者（ <u>法第25条の3の2に規定する指定の更新を受けないことにより失効となった者を除く。</u> 以下「指定給水装置工事事業者」という。）で給水申請者が選定したものが施行する。	第9条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）で給水申請者が選定したものが施行する。
2・3（略）	2・3（略）
4 給水装置の新設、改造又は修繕をする者及びその工事を施行する者は、給水装置の構造及び材質について、水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「政令」という。） <u>第6条</u> に定める基準に適合させなければならない。 （指定給水装置工事事業者）	4 給水装置の新設、改造又は修繕をする者及びその工事を施行する者は、給水装置の構造及び材質について、水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「政令」という。） <u>第5条</u> に定める基準に適合させなければならない。 （指定給水装置工事事業者）
第10条 <u>指定給水装置工事事業者の指定又は指定の更新を受けようとする者は、管理者に指定又は指定の更新を申請することができる。</u>	第10条 <u>指定を受けようとする給水装置工事事業者は、管理者に指定の申請をすることができる。</u>
<u>2 指定給水装置工事事業者の指定又は指定の更新については、手数料を徴収</u>	<u>2 前項に規定する指定給水装置工事事業者の登録については、手数料を徴収</u>

する。

3 (略)

第11条～第32条 (略)

(手数料)

第33条 手数料は、次の各号の区別により、申込者から申込みの際、これを徴収する。ただし、管理者が、特別の理由があると認めた申込者からは、申込み後、徴収することができる。

(1) (略)

(2) 第10条第2項の指定又は指定の更新をするとき 1件につき
15,000円

(3)～(5) (略)

2 (略)

第34条～第36条 (略)

(給水装置の基準違反に対する措置)

第37条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、政令第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 (略)

第38条～第46条 (略)

する。

3 (略)

第11条～第32条 (略)

(手数料)

第33条 手数料は、次の各号の区別により、申込者から申込みの際、これを徴収する。ただし、管理者が、特別の理由があると認めた申込者からは、申込み後、徴収することができる。

(1) (略)

(2) 第10条第2項の指定をするとき 1件につき 15,000円

(3)～(5) (略)

2 (略)

第34条～第36条 (略)

(給水装置の基準違反に対する措置)

第37条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、政令第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 (略)

第38条～第46条 (略)

政策等の形成過程の説明資料

議案名	議案第54号 木津川市水道事業給水条例の一部改正について	
担当課	水道業務課 給水係	
提案事項の概要等 (必要性、効果等)	<p>水道法の一部を改正する法律（平成30年法律第92号）が、令和元年10月1日から施行されます。それに伴い、指定給水装置工事事業者の「指定制度」が変更され、新たに5年毎の「更新制度」が導入されますので、更新に関する条文及び手数料を定めるものです。</p> <p>また、併せて水道法施行令（昭和32年政令第336号）の一部改正に伴い、給水装置の構造及び材質の基準を定めた条文が、第5条から第6条に繰り下がることに対応するものです。</p>	
提案に至るまでの経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定給水装置工事事業者制度への指定の更新制の導入におけるガイドライン（確定版） 令和元年7月24日付け事務連絡 ・ 調整会議 令和元年8月1日 ・ 政策会議 令和元年8月8日 	
市民参加の状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
市総合計画の位置付け	基本方針	6 快適で住みよい生活環境と、豊かな自然に恵まれたまちづくり
	政策分野	13 都市基盤
	施策	③ 上下水道 ア. 上水道の安定供給
概算事業費 (単位：千円)	<input type="checkbox"/> 単年度（ 年度） <input checked="" type="checkbox"/> 複数年度（令和2年度以降） 300千円 指定給水装置工事事業者を対象とした研修費	
将来にわたる効果及び経費の状況	<p>指定給水装置工事事業者の指定に5年毎の更新制度が新たに設けられることで、指定給水装置工事事業者の技術力の向上などが期待されます。</p>	